

## 第6回糸魚川市教育委員会臨時会会議録

(平成29年3月17日)

- 1 日時 平成29年3月17日(金) 午後2時00分から
- 2 会場 糸魚川市役所 203会議室
- 3 出席委員 教育長 田原 秀夫  
教育長職務代理者 佐藤 英尊  
委員 永野 雅美  
委員 靄本 修一
- 4 委員以外の出席者  
教育次長兼こども課長 佐々木繁雄  
こども課 課長補佐 磯野 豊 係長 林 壮一  
こども教育課 課長 山本 修  
生涯学習課 課長 渡辺 孝志  
文化振興課 課長 磯野 茂  
書記 こども課主査 仲谷 貴子
- 5 付議案件  
議案第 13号 糸魚川市立保育園等職員の人事異動について  
議案第 14号 糸魚川市立幼稚園職員の人事異動について  
議案第 15号 糸魚川市立学校市職員の人事異動について  
議案第 16号 糸魚川市教育委員会職員の人事異動について  
議案第 17号 糸魚川市理科教育センター所長の任命について  
議案第 18号 糸魚川市教育研修センター所長の任命について

- 議案第 19号 糸魚川市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 20号 糸魚川市青少年育成指導員の委嘱について
- 議案第 21号 糸魚川市立保育園の嘱託医の委嘱について
- 議案第 22号 糸魚川市立幼稚園の学校医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第 23号 糸魚川市立学校の学校医の委嘱について
- 議案第 24号 糸魚川市能生児童館館長の任命の申出について
- 議案第 25号 発達支援センターめだか園園長の任命の申出について
- 議案第 26号 糸魚川市生涯学習推進委員会委員の委嘱の申出について

## 6 報告

- 報告第 13号 補助執行事務に関する規則の改正について  
糸魚川市中学校軟式野球糸魚川選手権大会補助金  
交付要綱
- 報告第 14号 補助執行事務に関する規則の改正について  
糸魚川市体育協会補助金交付要綱
- 報告第 15号 補助執行事務に関する規則の改正について  
糸魚川市ゆめ・スポーツイベント補助金交付要綱
- 報告第 16号 補助執行事務に関する規則の改正について  
糸魚川市相撲のまち糸魚川活動補助金交付要綱
- 報告第 17号 中学校いじめ問題について

7 会議録署名委員の指名 4番 靄本委員

8 欠席委員 楠田委員

9 傍聴者 なし

10 開会

午後 2 時00分

田原教育長

これより第 6 回教育委員会臨時会を開催する。人事案件のみの臨時会の予定であったが、3 月は付議案件が多いため、一部を臨時会であるが提出をさせていただいている。

委員

議案第 13 号、14 号、15 号、16 号は人事異動の案件であるため、非公開としたいがよろしいか。

田原教育長

(「はい」の声あり。)

異議なしと認め、非公開とする。

田原教育長

これより非公開とする。

**議案第 13 号** 原案のとおり承認

**議案第 14 号** 原案のとおり承認

**議案第 15 号** 原案のとおり承認

**議案第 16 号** 原案のとおり承認

田原教育長

これより公開とする。

田原教育長

議案第 17 号糸魚川市理科教育センター所長の任命について及び議案第 18 号糸魚川市教育研修センター所長の任命について、事務局の説明を求める。

山本課長

議案第 17 号の糸魚川市理科教育センター所長についてあるが、引き続き、吉田一郎さんをお願いしたいものである。任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までである。

田原教育長

また、議案第 18 号糸魚川市教育研修センター所長についてであるが、こちらも引き続き、吉田一郎さんをお願いしたいものである。任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までである。

委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

田原教育長

(「なし」の声あり。)

委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

田原教育長

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認する。

**議案第 17 号** 原案のとおり承認

**議案第 18 号** 原案のとおり承認

田原教育長

議案第 19 号糸魚川市社会教育委員の委嘱について及び関連のある議案第 26 号糸魚川市生涯学習推進委員会委員の委嘱の申出について、事務局の説明を求める。

渡辺課長

議案第 19 号は糸魚川市社会教育委員の委嘱についてである。社会教育委員の任期は 2 年であり、平成 29 年 3 月 31 日で任期が切れることから新たに議案のとおり委員を委嘱するものである。任

期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。また、社会教育委員の定数は 15 名以内となっている。新任は 6 名である。

つづいて議案第 26 号は糸魚川市生涯学習推進委員会委員の委嘱の申出についてである。生涯学習推進委員の任期も 2 年であり、平成 29 年 3 月 31 日で任期が切れることから新たに議案のとおり委員を委嘱することを市長に申し出るものである。任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。定数は 20 名以内となっている。社会教育委員と生涯学習推進委員の役割が重なっていることから、社会教育委員 15 名に公募委員 3 名を加えた 18 名を委嘱したいものである。新任は 7 名である。

田原教育長  
永野委員  
渡辺課長

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

公募委員はどのくらいの応募数か。

定員 5 名で公募をしたが、実際には 3 名の応募であった。論文等の審査の結果、3 名を委嘱したいものである。

佐藤教育長職務代理者  
渡辺課長

毎回、応募者は少ないのか。

前回もあまり変わらなかったようである。あまりにも少ない時にはこちらから声をかけさせていただくこともある。

佐藤教育長職務代理者

非常に残念である。大いにこういったところに参画してほしいところである。こういう部分に意識の高さがうかがえるのではないか。

渡辺課長  
田原教育長  
委員  
田原教育長  
委員  
田原教育長

周知は十分であったか。

広報誌で周知しているところである。

他にご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認する。

**議案第 19 号** 原案のとおり承認

**議案第 26 号** 原案のとおり承認

田原教育長  
渡辺課長

議案第 20 糸魚川市青少年育成指導員の委嘱について、事務局の説明を求める。

議案第 20 号は糸魚川市青少年育成指導員の委嘱についてである。青少年育成指導員は、特に青少年活動の実施する際の健全育成を目的に市民の方に指導員として務めていただき、市民協働の活動の一環として委嘱するものである。任期は 2 年となっており、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。定数は 18 名以内となっている。

地域バランスに配慮した配置となっている。能生地域、青海地域は、地区公民館連絡協議会からの推薦である。糸魚川地域は、

各地区にある青少年健全育成協議会からの推薦である。新任は3名である。

田原教育長  
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。  
〔「なし」の声あり。〕

田原教育長  
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。  
〔「異議なし」の声あり。〕

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

**議案第20号** 原案のとおり承認

田原教育長

議案第21号糸魚川市立保育園の嘱託医の委嘱について、事務局の説明を求める。

佐々木次長

委嘱する者は、記載の9名である。委嘱期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間である。

田原教育長  
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。  
〔「なし」の声あり。〕

田原教育長  
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。  
〔「異議なし」の声あり。〕

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

**議案第21号** 原案のとおり承認

田原教育長

議案第22号糸魚川市立幼稚園の学校医及び学校薬剤師の委嘱について、事務局の説明を求める。

佐々木次長

委嘱する者は、記載の内科医2名、学校薬剤師2名である。委嘱期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間である。

田原教育長  
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。  
〔「なし」の声あり。〕

田原教育長  
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。  
〔「異議なし」の声あり。〕

田原教育長

異議なしと認め、承認する。

**議案第22号** 原案のとおり承認

田原教育長

議案第23号糸魚川市立学校の学校医の委嘱について、事務局の説明を求める。

山本課長

委嘱する者は記載の内科医21名、眼科医21名、耳鼻科医9名である。委嘱期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間である。

田原教育長  
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。  
〔「なし」の声あり。〕

田原教育長

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。

委員  
田原教育長

(「異議なし」の声あり。)  
異議なしと認め、承認する。  
**議案第 23 号** 原案のとおり承認

田原教育長

議案第 24 号糸魚川市能生児童館館長の任命の申出について、事務局の説明を求める。

佐々木次長

糸魚川市能生児童館課長に井澤和秀さんを任命することについて、市長に申し出たいものである。任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間である。

田原教育長  
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。  
(「なし」の声あり。)

田原教育長  
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。  
(「異議なし」の声あり。)

田原教育長

異議なしと認め、承認する。  
**議案第 24 号** 原案のとおり承認

田原教育長

議案第 25 号発達支援センターめだか園園長の任命の申出について、事務局の説明を求める。

佐々木次長

発達支援センターめだか園園長に相澤康夫さんを任命することについて、市長に申し出たいものである。任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間である。

田原教育長  
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。  
(「なし」の声あり。)

田原教育長  
委員

それでは採決に入る。この議案についてご異議はないか。  
(「異議なし」の声あり。)

田原教育長

異議なしと認め、承認する。  
**議案第 25 号** 原案のとおり承認

田原教育長

報告第 13 号補助執行事務に関する要綱の一部改正について、事務局の説明を求める。あわせて、関連のある報告第 14 号補助執行事務に関する要綱の一部改正について、報告第 15 号補助執行事務に関する要綱の一部改正について、事務局の説明を求める。

渡辺課長

いずれも補助執行事務に関する要綱の一部改正についてである。

報告第 13 号は、糸魚川市中学校軟式野球糸魚川選手権大会補助金交付要綱の一部改正である。報告第 14 号は、糸魚川市体育協会補助金交付要綱の一部改正である。報告第 15 号は、糸魚川市ゆめ・スポーツイベント補助金交付要綱の一部改正である。

それぞれの要綱の有効期限が平成 29 年 3 月 31 日までとなって

いるものを3年間延長し平成32年3月31日までとしたいものである。

田原教育長  
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

齋本委員  
渡辺課長

これまでは1年ごとに延長していたのか。

3年ごとに延長をしてきている。事業のPDCAサイクル、費用対効果を見ながら延長をしてきているところである。

田原教育長

報告第16号補助執行事務に関する要綱の一部改正について、事務局の説明を求める。

渡辺課長

改正する要綱は、糸魚川市相撲のまち糸魚川活動補助金交付要綱である。

「相撲のまち糸魚川」は新潟県相撲連盟が新潟県マイタウンスポーツ事業として、新潟県広域スポーツセンターの事業認定を受けて、平成25年度から平成27年度までの3年間行ってきたものである。その事業を継承し市が平成28年度からの3年間を期限とする補助金交付要綱を策定したところである。この事業の支援内容は、あくまでも地域に根付く相撲の振興を図るための支援であり、伝統文化の継承であることを要綱で定めている。相撲連盟が推奨してきた事業のバックアップではないという点を鮮明に出すため、要綱の題名も「相撲のまち糸魚川活動補助金交付要綱」を「地域相撲活動支援補助金交付要綱」に改めたいものである。あわせて、他の所要の改正を行いたいものである。

田原教育長  
委員

今ほどの説明について、ご質疑はないか。

(「なし」の声あり。)

田原教育長  
山本課長

報告第17号中学校いじめ問題について、事務局の説明を求める。

4月21日にいじめ問題専門委員会から報告書が提出されたところである。その中にいじめ問題専門委員会からの提言があった。その抜粋が資料のとおりである。大きく4つある。

一つ目は、子どもらの教育に関わる教員、学校、教育委員会、保護者及びその関係者は、いじめ防止を最優先し、かつ連携して取り組みをするべきである。さらにその中に教員間の連携、学校・教員と保護者との連携、学校・教員と社会体育との連携、教育委員会の責務の4項目について提言がされている。

二つ目は、糸魚川市教育委員会は、親が生徒と日常生活をともにできない状況において、生徒の事実上の区域外就学を許可するべきではない。

三つ目は、糸魚川市教育委員会は、特別スポーツ推進委員を特定の中学校に配属することをやめるべきである。

四つ目は、糸魚川市教育委員会は、学校相談員制度（仮称）をもうけて、学校と保護者或はその関係者との間に紛争が発生した場合、同相談員を立会いさせて苦情や紛争の解決を図るべきである。

以上の提言を尊重し、この提言に沿った対応ができるよう、事務局職員だけでなく、学校長や社会体育団体などの外部の方も含めて検討を進めているところである。

田原教育長

本事案に特化した対応も含めて検討を進めているところである。29日開催予定の教育委員会定例会において、まとめたものをお示しできるよう準備をしているところである。

委員

今ほど説明したとおりであるが、29日の定例会の前に資料をお示し、定例会に臨みたい。ご質疑はないか。  
（「なし」の声あり。）

11 その他

なし

12 閉会

田原教育長

第6回教育委員会臨時会を閉会する。

午後3時 終了